

岩美町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	12,540	6,469,297	99,936	1,153,315	17.8	19.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
24年度	136	471,373	58,750	169,257	699,380

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,143	5,474

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

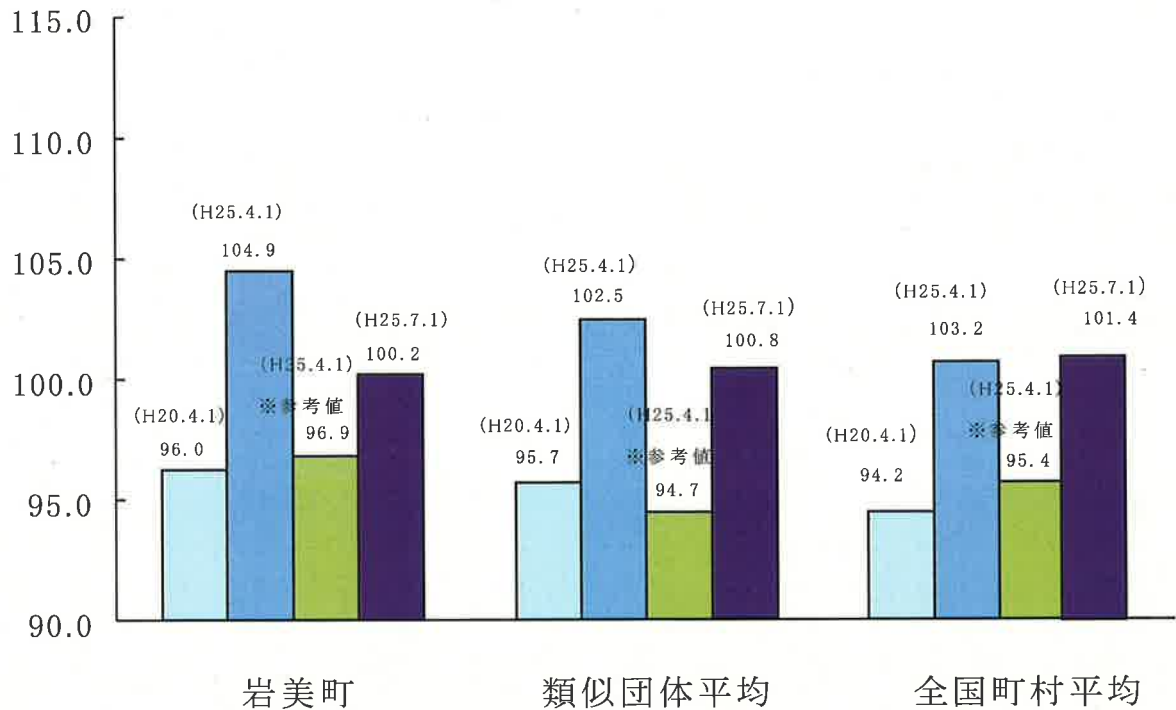
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 1級△2%、2級△3%、3級△4%、4～6級△5% (手当) 管理職手当一律△5%	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岩美町	41.0 歳	307,933 円	355,198 円	332,830 円
鳥取県	42.7 歳	312,983 円	387,220 円	339,026 円
国	43.1 歳	332,446 円	— 円	405,463 円
類似団体	42.1 歳	308,431 円	352,383 円	332,303 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
岩美町	48.1歳	8人	324,450円	337,413円	337,413円	—	—	—	—
うち調理員	45.9歳	5人	308,800円	324,220円	324,220円	調理士	46.1歳	206,600円	1.57
うち用務員	***	1人	***	*** 円	*** 円	用務員	53.7歳	202,700円	***
鳥取県	48.6歳	192人	291,412円	324,148円	306,047円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	286,850円	— 円	325,400円	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	—	282,690円	298,387円	292,087円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
岩美町	—	—	—
うち調理員	5,390,694円	2,718,100円	1.98
うち用務員	***	2,809,400円	***

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22～24年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものは公表しない。（1人の項目）

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		岩 美 町	鳥 取 県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	172,900 円	163,987 円
	高 校 卒	140,100 円	139,700 円	133,418 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	135,400 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

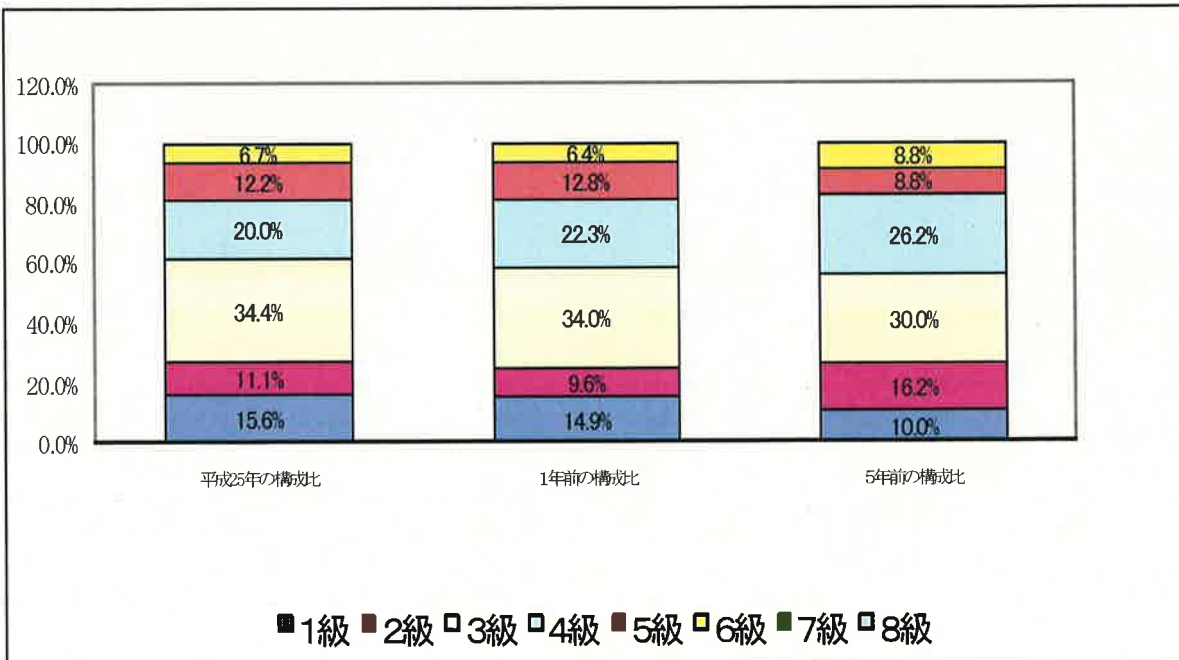
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	271,700 円	329,600 円	360,200 円
	高 校 卒	263,900 円	297,200 円	317,900 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、保育士、保健師、技師	14 人	15.6%
2 級	主事、保育士、保健師、技師	10 人	11.1%
3 級	係長、主任	31 人	34.4%
4 級	課長補佐、主幹、保育所長、保育所副所長	18 人	20.0%
5 級	会計管理者、課長、事務長、参事、保育所長	11 人	12.2%
6 級	会計管理者、課長、事務長、教育委員会次長	6 人	6.7%

- (注) 1 岩美町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日を基準日として勤務成績の評定を実施
5段階の評価を実施し、その評価結果に基づき昇級区分（0号～8号）を決定した。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩 美 町	鳥 取 県	国
1人当たり平均支給額（24年度） 1,259 千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,404 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.32)月分 (0.75)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

実施していない。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

岩 美 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年限
勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分	勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分
勤続25年 32.83 月分 38.955 月分	勤続25年 32.83 月分 38.955 月分
勤続35年 46.55 月分 55.86 月分	勤続35年 46.55 月分 55.86 月分
最高限度額 55.86 月分 55.86 月分	最高限度額 55.86 月分 55.86 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置 2～20%	定年前早期退職特例措置 2～20%

(3) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	23,349 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	202 千円
支給実績（23年度決算）	22,911 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	196 千円

(4) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 6,500円 (職員に配偶者がいない場合はその1人について11,000円) ③満16歳～22歳までの子 5,000円加算	同		千円 14,313	円 260,236
住居手当	①月額12,000円をこえる家賃を支払っている場合 最高27,000円 ②世帯主である職員で、自宅の新築・購入の日から5年間 2,500円	異	② 国：制度なし	千円 6,299	円 242,269
通勤手当	①交通機関等の利用者 最高55,000円 ②自家用車等の利用者(片道2km以上) 2,000～6,500円	異	② 国：限度額 24,500円	千円 4,723	円 47,707
管理職手当	課長等 40,300～55,300円 参事 28,200円 保育所長 23,400～24,200円 保育所副所長 15,600円	異		千円 9,827	円 446,681

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	855,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 507,500 円
	副 市 町 村 長	675,000 円	685,000 円 / 404,600 円
	教 育 長	624,000 円	円 / 円
報 酬	議 長	333,000 円	408,000 円 / 218,000 円
	副 議 長	248,000 円	340,000 円 / 174,000 円
	議 員	227,000 円	320,000 円 / 155,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 教 育 長	(24年度支給割合) 2.75 月分 支給加算20%	
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.75 月分 支給加算20%	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 教 育 長	(算定方式) 給料額×在職年数×500/100 給料額×在職年数×280/100 給料額×在職年数×220/100	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

6 職員数の状況

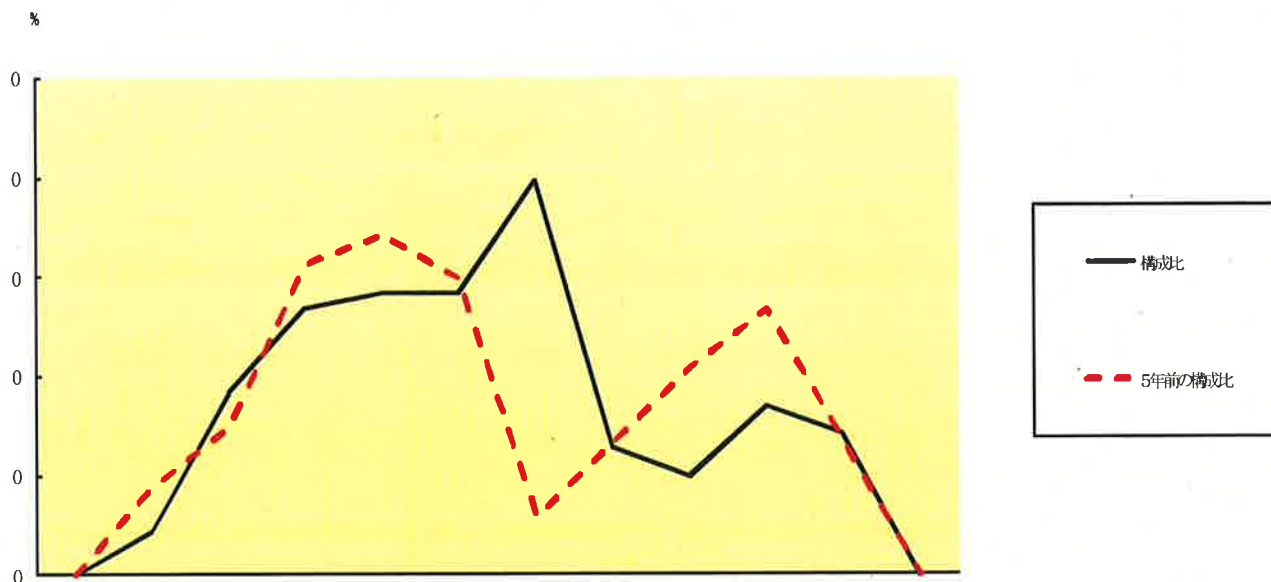
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	業務体制の見直し 業務体制の見直し 業務体制の充実 業務体制の見直し
	一 般 行 政 部 門	25	25	0	
	議 会 総 務	8	8	0	
	税 務	55	53	△2	
	民 生	8	7	△1	
	衛 生	9	10	1	
	農 林 水 産	6	6	0	
商 工	7	6	△1		
土 木	計	120	117	△3	
	教 育 部 門	16	15	△1	業務体制の見直し
	小 計	136	132	△4	
公 営 会 計 企 業 部 等 門	水 道	3	3	0	看護師等の退職の補充不能
	下 水 道	1	1	0	
	病 院	93	89	△4	
	其 他	5	5	0	
	小 計	102	98	△4	
	合 計	238	230	△8	
		[306]	[306]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況～岩美病院除く～（25年4月1日現在）



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区分	20歳未満	20歳}23歳	24歳}27歳	28歳}31歳	32歳}35歳	36歳}39歳	40歳}43歳	44歳}47歳	48歳}51歳	52歳}55歳	56歳}59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	13人	19人	20人	20人	28人	9人	7人	12人	10人	0人	141人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	108	106	111	115	120	117	9(8.3%)
教育	16	17	16	16	16	15	△1(△6.3%)
普通会計計	124	123	127	131	136	132	8(6.5%)
公営企業等会計計	112	106	107	103	102	98	△14(△12.5%)
総合計	236	229	234	234	238	230	△6(△2.5%)

7 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成24年度）

（1）分限処分の状況

降任	免職	休職	降給	計
0人	0人	3人	0人	3人

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職務に必要な適格性を欠くと認められる場合に、公務の効率性の維持及び適正な運営のため当該職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分のことで、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

（2）懲戒処分の状況

戒告	減給	停職	免職	計
0人	2人	0人	0人	2人

懲戒処分とは、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、任命権者がその職員の道義的責任を問うことにより組織の綱紀肅正を目的に行う処分のことで、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

8 職員研修の実施状況（平成24年度実績）

研修区分	研修名	受講者数(人)
庁内研修	新規採用職員研修	9
	認知症サポーター研修	108
	地域主権改革に係る職員研修	29
	人権問題研修	(延べ) 281
県職員人材開発センター研修	階層別研修	42
	能力開発・向上研修	26
市町村職員中央研修所研修	生活保護と自立支援	1
	法令実務A	1
	生涯学習とスポーツによるまちづくり	1
全国市町村国際文化研修所研修	公有不動産の有効活用	1
	事務事業評価の導入と活用	1
	地方公営企業経営の基本	1
	使用料等の徴収・債権回収のあり方と具体的手法	1
プラン提出型研修ほか	第20回日本社会福祉士会全国大会	1
	徴税吏員向け公売セミナー	1
人権問題啓発研修（全国大会等への参加）		31